

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年6月22日

横浜市契約事務受任者
青葉区長 中島 隆雄

1 契約の概要

県道真光寺長津田倒木伐採委託

2 履行場所

東京都町田市三輪緑山二丁目19番地先（横浜市道区域内）

3 契約日

令和8年4月16日

4 履行日又は履行期間

契約日から令和8年4月16日

5 契約金額

184,800円

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 有限会社アグリゲイト・ガーデン 代表取締役 古藤 智賀子
住所 東京都町田市根岸2-13-7

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市と東京都町田市の市境付近の東京都町田市三輪緑山2丁目（町田市三輪さくら通り公園に面している場所）にて倒木が発生し、市境道路である横浜市道を塞ぎました。電線を絡む倒木であったことから、早期に道路啓開が必要である緊急事態であると判断し、倒木の緊急撤去作業を実施する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

東京都町田市三輪緑山2丁目の三輪さくら通り公園付近において、樹木が本市の管理する県道真光寺長津田線上に倒木し、道路を閉塞する事案が発生しました。

当該公園の指定管理者である一般社団法人町田市緑化協会は、同協会に属する業者に対し応急対応を指示し、併せて、現地にて境界杭等の確認を実施しました。

その結果、倒木した当該樹木は、町田市に所在するものの横浜市の管理道路区域内であることが判明しました。

本件は、倒木により道路が閉塞されており、電線を絡む倒木であったことから、早急

な道路啓開が必要な緊急性の高い事案であったことから、既に現地において応急対応に着手していた当該業者を契約の相手方として選定したものです。

9 所管課

青葉区青葉土木事務所